


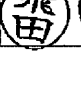



# 報告・連絡書

平成 29 年 6 月 30 日

村長 *****	副村長 *****	村民生活部長 *****	課長 	課長補佐 *****	課員    	村民生活部 防災原子力安全課 消防防災・原子力安全担当 記録者職氏名印 課長補佐 川又 則夫
相手方(会議名)			合議		区分 <del>会議</del> <del>電話</del> <del>来訪</del> その他	

主題

## 第 3 回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について

内容

平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置するとされた。

本協議会は、過去 1 年半ほど前、国と茨城県により開催されたきりとのことであったが、このたび、第 3 回が開催され、出席したので、下記に要旨を報告する。

### 記

#### 1. 日 時





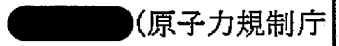









平成 29 年 6 月 29 日(木)・午後 1 時 15 分～4 時

#### 2. 場 所

茨城県原子力オフサイトセンター(全体会議室)

#### 3. 出席者(以下、敬称略)

菊池敬、川又則夫。その他、国・自治体、日本原子力発電機からの出席者は次のとおり。

- ① 内閣府政策統括官(原子力防災担当付)参事官(地域防災・訓練担当)付 >>>   
  

- ② 原子力規制委員会原子力規制庁 >>> ,  (原子力規制庁  
東海・大洗原子力規制事務所 
- ③ 経済産業省資源エネルギー庁 >>>   
  

- ④ 茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課 >>>   

- ⑤ 茨城県保健福祉部厚生総務課 >>> 
- ⑥ 茨城県保健福祉部業務課 >>> 
- ⑦ 日立市(総務部生活安全課) >>> 

- ⑧ ひたちなか市(市民生活部生活安全課) >>> [REDACTED]  
 [REDACTED]
- ⑨ 那珂市(市民生活部防災課) >>> [REDACTED]
- ⑩ 水戸市(市民協働部防災・危機管理課危機管理室) >>> [REDACTED]  
 [REDACTED]
- ⑪ 常陸太田市(総務部防災対策課) >>> [REDACTED]
- ⑫ 高萩市(市民生活部危機対策課) >>> [REDACTED]
- ⑬ 笠間市(総務部総務課) >>> [REDACTED]
- ⑭ 常陸大宮市(市民生活部安全まちづくり推進課) >>> [REDACTED]
- ⑮ 鉾田市(市民部総務課) >>> [REDACTED]
- ⑯ 茨城町(総務部総務課) >>> [REDACTED]
- ⑰ 大洗町(生活環境課) >>> [REDACTED]
- ⑱ 城里町(総務課地域防災室) >>> [REDACTED]
- ⑲ 大子町(総務課) >>> [REDACTED]
- ⑳ 日本原子力発電(株)東海事業本部 >>> [REDACTED]  
 [REDACTED]

#### 4. 配布資料

- ① 泊地域の緊急時対応(全体版)／内閣府政策統括官(原子力防災担当)泊地域原子力防災協議会
- ② 伊方地域の緊急時対応(全体版)／内閣府政策統括官(原子力防災担当)伊方地域原子力防災協議会
- ③ 他地域の緊急時対応を踏まえた東海第二地域の計画充実化に向けた検討項目【平成 29 年 6 月 29 日現在】

#### 5. 要 旨

内閣府([REDACTED])の進行の下、議事次第に従い、内閣府([REDACTED])及び資源エネルギー庁([REDACTED])から配布資料の説明があり、適時、質疑応答の時間が設けられる形で進められたので、資料記載以外の主な説明を次に列記する。

##### (1) 避難計画の充実化について

###### < 説明 >

- ▶ 泊地域では、道庁と PAZ・UPZ 内の各自治体における緊急時活動レベル(EAL1・警戒事態、EAL2・施設敷地緊急事態、EAL3・全面緊急事態)の体制にバラツキがあったため、EAL1 で警戒本部を設置(泊村職員 70 人・共和町職員 100 人は全員が参集)、EAL2 で災害対策本部に移行する形で統一。

- ▶ [REDACTED]  
 [REDACTED]  
 [REDACTED]

▶ 泊村・共和町のバス集合場所には、職員 2 人を配置。衛星携帯電話(原子力施設等緊急時安全対策交付金で整備)や移動系防災行政無線により情報共有体制を確保する。

▶ [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

▶ [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

▶ 玄海地域では、「熊本地震」の影響で生活物資に不足が生じていたので、国が九州電力㈱と調整し、調達させた。

▶ [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

#### ◀ 質疑応答, 意見 ▶

◎ 「泊地域の緊急時対応」(50 ページ)において、交通規制対策についての記載があるが、具体的にはどう行われるのか？(東海村・菊池)

④ 地図中、数か所の黄色の丸印が交通規制地点となるが、発電所方面への車両の進入抑制等が行われることになる。なお、交通規制は、警察にしかできないが、交通整理は、自治体に余裕があれば、その職員でもできるという考え方である。

◎ [REDACTED] (水戸市 [REDACTED])

④ [REDACTED]

○ [REDACTED] (ひたちなか市 [REDACTED])

◎ 「泊地域の緊急時対応」(30 ページ)によると、EAL2 で PAZ 内の観光客を避難させ、企業従業員には帰宅を促すとしているが、事象の進展によっては、EAL2 から EAL3 に至る時間的間隔がないこともあり得、その場合、EAL3 で実施される住民の避難が始まることで、混乱を来してしまうのではないかと考える。住民の避難の前に観光客や企業従業員への防護措置を取ることについて、それは、住民の避難前に完了することを前提としたものなのか、その辺りの考え方を伺いたい。(東海村・川又)

④ EAL2 における観光客・企業従業員対象の措置については、住民の避難前にできることを進めてしまおうという考え方に立ったものであり、これにより、住民の円滑な避難が行えるという整理。前提としたものではない。\*1

\*1 >> 内閣府( )によるこの回答の後、内閣府( )から、( )、EAL2 から EAL3 に至る時間が短いときの防護措置については、東海第二地域の「緊急時対応」の取りまとめの過程であらためて整理していく旨の補足がなされた。

◎ 「泊地域の緊急時対応」(32 ページ)において、北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、住民避難用バスを確保するとしている。車両については、EAL3 で必要となる輸送能力が泊村で 17 台以上、共和町で 34 台以上と試算している中であって、PAZ・UPZ 町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数は 1,252 台とのことなので、台数的には十分なのであろうが、EAL2・EAL3 の状況下で運転手を確保するには、放射線防護等に関する正しい知識の普及も必要だと考える。このようなことを行うとした場合、実施者は自治体となるのか？

④ 運転手に対する原子力防災教育・研修については前例があり、それは内閣府で行う。

○ 「緊急時対応」の取りまとめに当たっては、市町村の意向・意見になるだけ耳を傾けるようにしてほしい。(茨城県( ))

(2) 今後の進め方(案)について

- ▶ 内閣府としては、次回開催までに、茨城県とも協議し、いつ？何の作業？を進めるのかの時期(「いつ」)をあえて特定しないような形で作業ステップをまとめ、提示する。なお、第 4 回目の作業部会は、お盆前にできるか？といったところで考えている。
- ▶ 作業部会については、これから何回となく開くことにあるが、地元のことをよく承知しているのは自治体の皆さんであり、必要な情報提供や助言など、積極的ななかかわりをお願いしたい。
- ▶ 私( )は、これまで資源エネルギー庁や原子力規制庁にもいたことがある。( )

要措置事項

開示の区分	開示	非開示の部分・理由	東海村情報公開条例第 6 条第 号該当
	非開示		



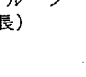



平成29年7月3日(月)

報告者：小田倉

## 会議等報告書

件名	第3回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について
開催日時	平成29年6月29日(木) 13:15~16:00
開催場所	茨城県原子力オフサイトセンター2階 全体会議室
参加者	宮本課長, 三浦主任, 報告者
概要	<p>1. 開 会</p> <p>2. 挨拶 内閣府政策統括官(原子力防災担当)</p> <p>3. 内 容 東海第二地域原子力防災協議会作業部会での検討事項について</p> <p>(1) 避難計画の充実化について【説明 内閣府】</p> <p>○地域原子力防災協議会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業部会の構成員は地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定変更が可能。</li> <li>作業部会は通常市町村職員がオブザーバーという扱になるが、今回の内容が市町村に関係することなので、作業部会の正式な構成員として市町村職員も出席。</li> </ul> <p>○緊急時対応について</p> <p>作業部会において関係機関で議論を重ね対応案を作成していく。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>協議会(各省の審議官レベルと自治体首長クラスが構成員となる)において、作業部会で作成された緊急時対応が指針に照らし、具体的かつ合理的であるかの確認が行われる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>内閣府において、総理を議長とする原子力防災会議を開催し、確認結果の報告がされる。</p> <p>○「泊地域の緊急時対応」及び「伊方地域の緊急時対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海第二地域の緊急時対応を取りまとめるに当たっての参考として、既に策定されている「泊地域」及び「伊方地域」について説明が行われた。</li> </ul> <p>○資源エネルギー庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災に資する取組みや、内閣府旧現地支援チームによる自治体支援に関する説明が行われた。原子炉設置変更許可のおりる半年~1年前の段階から現地に入り原子力防災の充実化に向けた取組みを自治体と一緒にやっていくとのこと。</li> </ul> <p>(2) 今後の進め方について【説明 内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の先例を踏まえ、内閣府において作成した「東海第二地域の計画充実に向けた検討項目(案)」について説明が行われた。今後の作業部会において、各項目について検討を進めるにあたり、8月の盆前に、内閣府からロードマップ的なものが示されることとなった。</li> </ul>

# 報 告 書

市長 ※	副市長 ※	部長 ※	課長 	課長補佐 (総括) 	課長補佐 (グループ 長) 	グループ員  
会議名	第3回東海第二地域原子力防災協議会 作業部会				記録者	海野 
日時	平成29年6月29日(木) 13:15~15:30		場所	県オフサイトセンター2階 全体会議室		
出席者	内閣府、原子力規制庁、経済産業省 茨城県：原子力安全対策課、業務課、厚生総務課 市町村：UPZ圏内14市町村担当職員 当市：秋山総括補佐、記録者 オブザーバー：日本原子力発電(株)					

全国13地域に設置された地域原子力防災協議会のうち、本県では東海第二地域原子力防災協議会が設置されており、第3回の作業部会が開催された。なお、第1回及び第2回は平成27年度に開催されており、市町村の参加は初めてとなる。

**【議題】**

**1 避難計画の充実化について**

- ・泊地域・伊方地域の概要
- ・緊急事態における対応体制
- ・PAZ圏内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における各対応
- ・予防避難エリアにおける対応
- ・UPZ圏内における対応
- ・放射線防護資機材、物資、燃料備蓄、供給体制について
- ・緊急時モニタリングの実施体制
- ・原子力災害時の医療の実施体制
- ・国の実動組織の支援体制

内閣府：

「泊地域の緊急時対応」及び「伊方地域の緊急時対応」の説明

資源エネルギー庁：

原子力防災に資する取り組み、内閣府旧現地支援チームによる自治体支援の説明

**2 今後の進め方について**

内閣府：

東海第二地域の避難計画充実化に向けた検討項目(案)について説明があり、次回作業部会(本年8月頃を予定)において、順次検討を進めていく。

**Q&A**

Q：泊地域の緊急時対応P50赤点3ヵ所の交差点で交通規制及び整理を行うとの事だが、どのような方法で行うか？

A：避難車両のサンバイザーに取り付けられた「避難車両シール」で、警察官が交通誘導や規制を行う。

Q：緊急時対応の作成期間は？

A：1年未満で完成した。

Q：避難行動要支援者数は、基礎名簿による人数？同意名簿の人数？

A：緊急時対応へは、基礎名簿の人数を記載している。

Q：泊地域で避難先となっている民間ホテル等の費用負担は？

A：原子力損害賠償制度等により、国が負担することになると思う。







Q：泊及び伊方と東海第二では、人口の規模が違いすぎる。UPZの住民が屋内退避を理解するのは難しい。タイムラインを示してほしい。

A：人口規模の違いは承知している。今後、作業部会を重ね様々な意見をいただきながら、まとめていきたいと考えている。

様式第8号(第28条関係)

報告書

笠間市

文書分類	大	中		簿冊番号	文書番号		
起案年月日	平成29年6月29日			記録者	総務課	石川 浩道	
市長	副市長	部長	課長	課長補佐	主査	係長	課員
専決	専決						
会議名 第3回東海第二地域原子力防災協議会作業部会				保存期間	年		
				区分	会議	電話	来訪
					その他( )		
主 題							
<p>1 日 時 平成29年6月29日(木)午後1時15分から午後4時</p> <p>2 場 所 茨城県原子力オフサイトセンター2階 全体会議室</p> <p>3 出席者 石川(他は別紙のとおり)</p> <p>4 内 容</p> <p>茨城県が策定する東海第二地域の「緊急時対応」の計画について、北海道の「泊地域」及び愛媛県の「伊方地域」の計画に携わった国の職員から、計画の内容について説明があった。特に、発電所から5km圏内の地域では、住民(外国人、観光客含む)への伝達、避難の集合場所、避難ルート、避難の手段(自家用車かバスか)、要援護者の避難手段(福祉車両)など、詳細に計画を立ており、特に、要支援者は、職員が個人ごとに聞き取りを行い、避難車両(車いす対応、ストレッチャー対応)の決定を行っていた。</p> <p>→要支援者の人数が極めて少ないことから対応できたものであり、東海第二地域では個人に聞き取りを行うことは困難である。</p> <p>泊地域の計画策定にあたっては、個々の市町村における避難計画策定の進捗状況や災害対策本部の立ち上げる基準にも違いがみられ、一つにまとめるのに、1年程度の時間を費やした。また、どこまで計画を作り込むのかも課題であり、考えるほど計画の策定は遅くなるため、考えられるところまでとしている。しかし、地域住民に計画を理解してもらえるよう、避難ルートや避難車両の確保など、1案がだめなら2案があると言った複数案を示すことで、住民に安心感をもたせるようにしたということであった。</p> <p>今後、東海第二地域の緊急時対応の計画をまとめるために、国と県において、時期を示さないロードマップ、課題解決の手順などを協議することとなった。第4回目の会議の開催時期は未定。</p>							
要措置事項							
情報公開							

第3回東海第二地域原子力防災協議会作業部会  
議事次第

1 開催日時

平成29年6月29日(木) 13:15~17:15

2 開催場所

茨城県原子力オフサイトセンター2階 全体会議室

3 議題

(1) 避難計画の充実化について

司会 アマノ 様 (内閣府)

(2) 今後の進め方について

あむら ホツ 様 (内閣府)  
セキ 様 (県)

(3) その他

今回は1年半ぶりの再開 4月目は8月盤前くらいに開催できるとの程度までの計画を策定すればよいのか。(自治体ごとで違うと思う)

緊急時対応の案 → 作業部会で策定

↓

協議会

↓

防災会議



様式第8号 (第20条関係)

起 案 用 紙

決裁区分：市長 ( ) 副市長 ( ) 部長 ( ) 課長 ( )

市長	副市長	主管	部長 課長 グループ 課員 リーダー	①代 ✓ ② ③ ④ 沼田	平成 29 年
決裁年月日 年 月 日		合 議	部長 課長 グループ 課員 リーダー	市民生活部	
指示事項等			部長 課長 グループ 課員 リーダー	危機対策課	
			部長 課長 グループ 課員 リーダー	保存期間 永, 10, 5, 3, 1, 未	
情 報 公 開			公開・非公開の区分	公 開 ・ 部分公開 ・ 非 公 開	
			非公開・部分公開とする理由	情報公開条例第 条第 号 該当	
			公開可能な時期	年 月 日	
分類番号	- - -	復命年月日	29年7月3日		
施行年月日	年 月 日	復命者職氏名	印		
発送番号			(内線 372)		
あて先		発 信 者			
件 名 復 命 書					
命により、第3回東海第二地域原子力防災協議会作業部会 に出席いたしましたので復命いたします。					
		復命者	課長 篠原 新也	⑤	
			補佐 長久保 有子	⑥	
記					
1. 日 時	平成 29 年 6 月 29 日 (木) 13:15 ~ 16:00				
2. 場 所	茨城県原子力オフサイトセンター				
3. 議 題	議題 (1) 避難計画の充実化について				
内閣府職員 (湯沢氏) から資料3 泊地域の緊急時対応 (全体版)、資料4 伊方地域の緊急時対応 (全体版) に沿って、それぞれの地域の対応について説明を受けた。最終的には、東海第二地域についても、このような資料を作成したい、とのことであった。					
【質疑】 (「⇒」以下の回答は、内閣府 湯沢氏)					
資料3の P50 「避難を円滑に行うための対応策①」について、もっと詳しく聞きたい。					
地図上の赤い点は、交通整理を行う地点であるとのことだが、具体的にどのように行うのか?					
⇒H24年度に行ったシュミレーションにより、渋滞しそうな地点をピックアップし、P50の地図を作成した。対象になる市民にはP51のような避難車両シールを配布しているため、避難時					

には、町村職員や警察職員が車に貼られたこのシールを見て、交通整理を行うことになる。
[内閣府 細野氏] (「身内からの質問で失礼する」と予めことわってから) これらの資料作成には、どの位時間がかかったのか?
⇒半年あれば、資料作成は出来る。しかし、その前の基礎データ作成に1年くらいかかった。
基本的に、PAZの部分はきめ細かく、UPZの部分は調整スキームがどのようになっているのかということを重視して作成した。
避難行動要支援者(P27、P28、P62)は、基礎名簿(要件により抽出した名簿)の人数か? 同意名簿(個人情報の提供を、避難支援者に事前に行うことに同意している人の名簿)か?
⇒同意名簿であったと思う。
EAL2で避難開始をすることになっているが、事故の状況によっては、EAL2からEAL3までの時間が短い場合もある。短い場合、短時間で避難しなければならず、渋滞も起こりやすい。この場合の渋滞対策は?
⇒EAL2で避難する前に、EAL1で避難準備をしているはずで、先手先手で動けばよいと思う。渋滞についても、交差点で交通誘導するなど対策をするので大丈夫であると思う。
段階的な避難を行うことで、円滑な避難が出来る、ということか?
⇒円滑に避難を行うことは前提にしていない。どれだけきめ細やかにできるか、ということをやっている。
[内閣府 細野氏] セイフティネットを整備するとして、どこまでやるか、またはやれるか、ということであると思う。
⇒ゴールはないので、今考えられるところまでをまとめていく、という形で作成していきたい。
P24では、避難先に民間のホテルが使用されている。費用負担はどうなるのか?
⇒最終的には、原子力損害賠償の法律に基づき、補償されることになる。
本地域と人口規模が全然違う。(PAZとUPZを合わせて、泊地域78,841人、伊方地域121,779人。)避難計画では、PAZの人が避難している時、UPZの人には避難を待ってもらえることになるが、避難せず、まずは屋内退避で大丈夫であるということ、いかに信じてもらうか、というのが要。避難のタイムラインが具体的に見えてこない、一般の人には理解してもらえない。信じてもらえる避難計画でないと、絵に描いた餅になる。
[内閣府 細野氏] 「言うは易し、行うは難し」といったところであろう。しかし、避難の具体例をあげても、果たしてそれは決め手になるのか? 私見であるが、それは安全神話につながると思う。
確かに、泊地域、伊方地域と、東海第二地域の人口規模は違う。よって、皆さんの力を借りながら、この地域の避難計画をまとめていきたい。
<b>【資源エネルギー庁からの補足説明】</b>
原発を再稼働しようとしまいと、避難計画はつくってほしい、ということ。また、何かあったら、資源エネルギー庁も動く、ということであった。



110.19-1 19日

様式第11号 (第19条関係)

報告・連絡書

平成29年7月1日



町長	副町長	部長	課長 	補佐 	係長	係員 	報告者職 氏名印	総務部 総務課 主幹 奥谷 寛之 
相手方(会議名)					宛て先	区分	会議 その他( )	電話 来訪

**主 題** 第3回東海第二地域原子力防災協議会作業部会

- ・日 時 平成29年6月29日(木) 13時15分～14時15分頃
- ・場 所 茨城県原子力オフサイトセンター2階全体会議室
- ・出席者 小沼総務課長, 海老澤防災・危機管理G長, 記録者(奥谷)  
国, 県, UPZ 圏自治体 (別紙参加者一覧参照)  
主催 内閣府 政策統括官(原子力防災担当)
- ・内 容  
原子力防災協議会作業部会は, 国及び関係省庁, 道府県で構成され, 原子力防災に関する協議, 地方公共団体への計画の具体化・充実化に係る支援などを行う。  
この作業部会は, 約1年半ぶりであり, 今回の出席者メンバーでの開催は初めてである。  
今回の議題は, 避難計画の充実化, 今後の進め方について。  
  
内閣府より先進地事例(北海道泊地域「対象78,841人」, 愛媛県伊方地域「対象121,779人」)を参考に, 緊急時対応の計画について, 内閣府より説明。緊急事態における体制, PAZ 圏内, UPZ 圏内の各緊急時の対応, 放射線資機材, 緊急時モニタリング, 医療実施体制など。  
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力発電立地対策・広報室からは, 全国の原子力発電所地域で実施している計画作りの協力内容について説明。基礎データ収集, 広域避難でのスクリーニング場所調整, 緊急時の原子力災害指針等支払われる費用など。現在は新潟, 島根に入り作業協力を行っている。  
内閣府  
原子力発電所が, 再稼働しようが, しまいが, 原子力災害指針により, 災害対策を考える必要がある。  
次回の作業部会は, お盆前に実施を計画し, 計画作成に向けたロードマップ的なものを示したい。

**質疑意見等**

- ・原子力災害時に発生する費用負担は? 原子力損害の賠償に関する法律により, 電力会社とか国が費用負担する。当初は自治体の立替等になるが。
- ・先進地事例は, 東海第二地域とことなり規模が小さい。タイムライン的なものが見えない。その辺はどうか? 具体的規模がことなるので, 県及び周辺自治体と協議が必要かと。

開示・非開示の区分	開示		茨城町情報公開条例 条第 号該当
	一部非開示	非開示の部分・理由	
	非開示	開示可能時期	

第3回東海第二地域原子力防災協議会作業部会  
議事次第

1 開催日時

平成29年6月29日(木) 13:15~17:15

〒305-0855

マツノ

2 開催場所

茨城県原子力オフサイトセンター2階 全体会議室

内閣府 防災課 下ノノ

参考資料

3 議題

(1) 避難計画の充実化について

第2回~ 第14年(17) 今回(18)まで

この合点: 18まで

(2) 今後の進め方について

(3) その他